

桜町ホームヘルプステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人聖ヨハネ会が開設する桜町ホームヘルプステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助並びに介護予防に資する支援等を行う。

2 指定訪問介護事業(以下「事業」という。)の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名称 桜町ホームヘルプステーション
- 2) 所在地 東京都小金井市桜町1-9-5 桜町高齢者在宅サービスセンター2階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名
管理者は、事業所従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに従業者に指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準(以下「基準」という)を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2) サービス提供責任者 2名
事業所は、訪問介護利用者の数が40名に対して1名、又その端数を増すごとに1名のサービス提供責任者を置く。
サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。
 - ① 事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整をすること
 - ② 利用者の状況の変化や意向等を定期的に把握すること
 - ③ 訪問介護計画の作成とその訪問介護計画を必要に応じて変更すること。
 - ④ サービス担当者会議への出席等居宅介護事業所等との連携に関すること。
 - ⑤ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容の指示及び情報伝達等。
 - ⑥ 訪問介護員に対する研修、技術指導、業務管理、業務状況の把握等。
 - ⑦ 訪問介護計画の実施状況の把握(モニタリング)及びその結果を記録すること。
 - ⑧ その他サービス内容の管理に必要な業務を行うこと。

3) 訪問介護員

事業所は、常勤換算で 2.5 人以上の訪問介護員を置くこととし指定訪問介護の提供にあたる。

(身分証提示義務)

第 5 条 訪問介護サービスに従業する訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日 月曜日から土曜日。12 月 30 日から 1 月 3 日の間は休業とする。
- 2) 営業時間 午前 8 時 45 分から午後 5 時 45 分までとする。
- 3) サービスの提供時間 (訪問介護員の派遣が可能な時間)
 - (1) 通常時間帯 午前 8 時 45 分 から 午後 5 時 45 分 まで
 - (2) 早朝 午前 7 時 から 午前 8 時 まで
 - (3) 夜間 午後 6 時 から 午後 9 時 まで

(訪問介護計画の作成、同意、交付、訪問介護の内容及び利用料等)

第 7 条 指定訪問介護の内容は「基準」の規定に従って次の通りとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割～3 割の額とする。

- 1) 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止又は要介護状態となることの防止のため、身体介護及び生活援助の二種サービスを利用者の状況に応じて提供する。
 - 2) 指定訪問介護の提供に当たっては、居宅サービス計画を踏まえて、サービス提供責任者は訪問介護計画を作成し、遅滞なく利用者へ交付しなければならない。
 - 3) 訪問介護計画作成に際しては、サービス提供責任者は利用者の日常生活全般の状況及び希望に沿って、指定訪問介護の目標及び具体的サービス内容を定め、利用者又はその家族に説明を行い、当該内容について同意を得なければならない。
 - 4) 指定訪問介護計画の作成後、サービス提供責任者は、当該訪問介護計画に沿って訪問介護サービスが実施されているか実施状況を把握するとともに、他の訪問介護員に対して助言、指導等必要な管理を行い、かつ必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。
- 2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
市境を越えて片道概ね 1 キロメートル以上の場合、1 キロメートルにつき 10 円。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明を行い、利用者の同意（記名）を得るものとする。

(事業の実施地域)

第8条 事業所の事業実施地域は、次の地域とする。

- 1) 通常の事業実施地域 小金井市全域

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための、以下の措置を講じる。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 2) 虐待防止のための指針を整備する。
- 3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4) 前3)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(秘密保持)

第10条 事業者及び当事業所に従事する訪問介護職員、その他の職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いる場合は利用者等の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。
- 3 当事業所に従事する職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(相談苦情対応)

第11条 事業所は、相談、苦情に対応する窓口を設置し、訪問介護等に対する利用者及び家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するとともに、当該苦情等の内容を記録しサービスの質の向上に資する。苦情の内容等の記録は、2年間保存する。苦情対応の体制、手順等については、重要事項説明記載事項とするほか事業所内に掲示し利用者に周知する。

(緊急時の対応)

第12条 訪問介護員は、訪問介護を実施中に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合、「基準」に従って、保険者、利用者、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 事故の状況及び事故に対して執った処置を記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 第1項による保険者への報告は、「小金井市介護保険事業者による事故発生時の報告取扱要綱」の規定に従って行なう。
- 4 リスクマネジメントマニュアルを作成し、事故発生した時は迅速かつ適切に対応するとともに、その原因を解明し対策を実施し再発予防に努める。

(損害賠償責任)

第14条 事業所は、サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

(利用者に関する市町村への通知)

第15条 事業所は、「基準」の規定により利用者が次に該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を区市町村に通知する。

- 1) 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき
 - 2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき
- 2 事業所は、第1項の通知に係る記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。

- 1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- 2) 継続研修 年2回以上

(実施規程等)

第17条 この規程に定めるもののほか、実施の細部に関し必要な事項は、社会福祉法人聖ヨハネ会理事長が別に定めるものとする。

(改正)

第18条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人聖ヨハネ会理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から改訂施行する。

この規程は、平成16年10月1日から改訂施行する。

この規程は、平成18年4月1日から改訂施行する。

この規程は、平成20年7月1日から改訂施行する。

この規程は、平成30年4月1日から改訂施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改訂施行する。
この規程は、令和 6 年 3 月 21 日から改訂施行する。